

# ○ 太田市外三町広域清掃組合職員の 降給に関する条例

平成 28 年 8 月 1 日

条 例 第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 27 条第 2 項及び第 28 条第 3 項の規定に基づき、職員（太田市外三町広域清掃組合職員の一般職の職員の給与に関する条例（平成 11 年条例第 19 号）の適用を受ける者をいう。以下同じ。）の意に反する降給に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第 2 条 職員の降給に関しては、太田市職員の降給に関する条例（平成 28 年太田市条例第 12 号）の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。